

浦和市・大宮市・与野市
合併推進協議会で
議決された
協議事項

第17回
第21回

第19回
合併推進
協議会

2000.2.25

小委員会からの報告

【第1小委員会】合併の期日は、2000年度中を目標とすることで一定の意見集約がなされましたが、具体的な期日については、議員の定数・任期と相互に関連が深いため一括して審議することとしました。

【第3小委員会】「当面の問題」と「将来の問題」に分けて協議しましたが、意見集約に至りませんでした。

【第4小委員会】上尾、伊奈両市町の首長、議長、特別委員長がオプザーバー出席し、「6.25合意を踏まえ、上尾、伊奈の問題もご理解いただきたい」旨の発言がありました。

委員会では、「3市合併後に両市町の意向を確認の上、政令指定都市を目指すことが現状の認識」と確認されました。

第21回
合併推進
協議会

2000.4.24

小委員会からの報告

【第1小委員会】合併の期日は、2000年度中を目標としつつ、5月1日も考慮のうえ市民に影響の少ない時期を選ぶこととしました。「議員の定数及び任期」は、合併特例法を適用し、現在の議員が責任を持って政令指定都市実現を図っていくべきという意見が大勢を占めました。

【第2小委員会】新市名称案として絞り込まれた「さいたま市」「大宮市」の2案について選考した結果、「さいたま市」に決定しました。

【第3小委員会】新市の事務所的位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とすることで合意しました。

【第4小委員会】上尾、伊奈両市町の首長、議長、特別委員長が再度オプザーバー出席し、政令指定都市の区割について意見が出されました。（伊奈町は助役が代理出席）また、今後、政令指定都市への円滑な移行準備体制のあり方を具体的に協議することとしました。

新市の名称

「さいたま市」と決定しました。

新市の事務所(市役所)の位置

当分の間、現在の浦和市役所の位置となりました。

（詳細は、第3小委員会合意事項P5参照）

各種事務事業の取扱い(1)

2/市民窓口業務等2事業
市民窓口業務は、市民サービスの向上を観点に統合または再編することとしました。なお、支所・出張所の配置等は現行のとおりです。

ごみ処理事業は、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、市民サービスの低下を生じないように再編することとしました。

手数料の取扱い

手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一することとしました。

各種事務事業の取扱い(2)

3/その他事務事業

独自の事務事業は、従来からの経緯・実情を考慮し調整することとしました。同一または類似する事務事業は、市民サービスの低下を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めることとしました。

組織・機構の取扱い

市民の利便性や地方分権への柔軟な対応等を基本に、合併6か月前までに調整することとし、職員定数は現行のとおりとしました。

国民健康保険事業の取扱い

被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一することとしました。

条例・規則の取扱い

各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市の事務事業に支障をきたさないよう整備することとしました。

した。

埼玉県南水道企業団の取扱い(2)

企業団の行っていた事業を新市が行う際に必要な事項は、地方自治法地方公営企業法及び新市の規程等によって取り扱うこととしました。なお、個別事業の調整方針は、原則的に企業団特有の事業は現行のとおりとし、3市同一または類似する事業は、3市の調整方針を基に合併時まで調整することとしました。

特別職の身分の取扱い

3市の市長が別に協議して定めることとしました。

埼玉県南水道企業団の取扱い(3)

特別職の身分の取扱い
3市の市長が別に協議して定めることとしました。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

3市の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会選挙による委員として在任することとしました。

財産の取扱いについて

すべて新市に引き継ぐこととしました。

埼玉県南水道企業団の取扱い(4)

財産の取扱い
すべて新市に引き継ぐこととしました。

埼玉県南水道企業団の取扱い(1)

職員はすべて新市に引き継ぎ、職員の身分は、地方公務員法や地方公営企業法及び新市の規程等によって取り扱うよう合併時まで調整することとしました。

第18回
合併推進
協議会

2000.1.26

小委員会からの報告

【第1小委員会】合併の期日は、2000年度中という意見が出されましたが、意見集約に至りませんでした。議員の定数及び任期の取扱いは、次回以降に協議することとしました。

【第2小委員会】新市名称の審議日程等を協議しましたが、意見集約に至りませんでした。

【第3小委員会】新市の事務所的位置を「当面の問題」と「将来の問題」に分けて協議しましたが、意見集約に至りませんでした。

第20回
合併推進
協議会

2000.3.28

小委員会からの報告

【第1小委員会】合併の期日は、2000年度中を目標としつつ、4月も考慮に入れ、市民に影響の少ない時期を選ぶこととしました。「議員の定数及び任期」は、期日との関連の中で、さらに協議していくこととしました。

【第2小委員会】新市名称検討委員会の「新市名称選考結果」をもとに新市名称を協議しましたが、意見集約に至りませんでした。

URAWA

OMIYA

YONO

彩の国の都づくり

【広報】
2000.7.1
vol.1

浦和市・大宮市・与野市

合併協議会だより

会長あいさつ
法定協議会の発足に
あたって

p2

3市長あいさつ
CITY DATA

p3

第1回合併協議会
報告

p4

第2回合併協議会
報告

p6

第17回～第21回
合併推進協議会で
議決された
協議事項

p8

別冊、新市建設計画(素案)
がはさみ込まれています
ので、抜き取ってお読み
ください。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています



3市合同花火大会(背景に見える夜景は、さいたま新都心地区です)

新しい埼玉の核となる 100万人都市の誕生を目指して

浦和・大宮・与野の3市は、平成7年に各市議会で、合併・政令指定都市を目指した「合併促進決議」を行い、平成9年12月18日には同年7月の「任意の合併協議会設置決議」に基づいた合併推進協議会を設置しました。以来、合併・政令指定都市に係る様々な協議を重ねた結果、基本的な事項についてはほぼ合意され、これまでの協議経過や協議結果をもとに、さらに具体的な協議に入るため、本年4月10日に3市議会で「合併協議会設置」が議決され、同月29日に合併協議会が発足しました。協議会の会長には合併推進協議会と同様に、埼玉県産業文化センター理事長の石原信雄氏が就任しました。



浦和市・大宮市・与野市
合併協議会会長
石原信雄

ISHIHARA NOBUO
大正15年群馬県生まれ。昭和27年東京大学法学部卒業。自治庁に入り、昭和59年自治事務次官。昭和62年内閣官房副長官。平成8年(財)埼玉県産業文化センター理事長(現職)。(財)地方自治研究機構理事長(現職)。

「法定協議会の発足にあたって」

浦和市、大宮市、与野市の3市は、これまでの任意協議会の協議を経て、いよいよ地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づいた「浦和市・大宮市・与野市合併協議会」を発足し、3市合併実現に向けた行程を着実に歩み始めたこととなりました。

このことは、これまでの関係3市、埼玉県等関係の皆様のご努力の結果、或いは、多くの市民の皆様方のご理解によるものであり、心から敬意を表する次第です。本年5月には、3市に跨るさいたま新都心の「街びらき」が行われ、3日間です。全国から約34万人もの人々が訪れました。このことは、新たに誕生する「さいたま市」のまさにプロローグであり、埼玉県はもとより日本を代表する都市へと発展を遂げる「さいたま市」の新たな歩みの始まりであります。

この地に誕生する「さいたま市」は、日本の首都機能の一翼を担う、21世紀に相応しい近代的な要素を備えた都市として、そして一方では、東京都心とは違つた、荒川や見沼田んぼをはじめとした豊かな縁に囲まれた住みよい環境を有する都市として、多くのひとが、様々なものが、そして世界中の情報が行き交つ、快適な生活空間を演出するまちとなることでしょう。

この度の合併協議は、こつしたまちの基礎を築くためのものであり、この歴史的な協議に全力で取り組み、結実していくことこそが真の市民福祉につながることでありと考えます。そのためにも、3市或いは埼玉県の関係者の皆様はもとより、この地に住み、学び、働く多くの皆様のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

合併推進協議会（任意）

平成	10月	9月	8月	7月	6月	10年4月	9年12月
10月・第16回第2小委員会。新市了承	10月・第1回新市名検討委員会。新市名称の選考方法として「公募方式採用」を決定	9月・第5回第2小委員会。市民代表、学識経験者等で構成する「新市名検討委員会」の設置を決定	8月・第5回合併推進協議会。「合体合併」を議決	7月・第3回第1小委員会。合併の方式を「合体合併」と決定	6月・第4回合併推進協議会。第4小委員会に「政令指定都市への移行に関する基本的な事項」を付託	10年4月・第3回合併推進協議会。第1小委員会に「合併の方式」「合併の期日」議員の定数及び任期の取扱い、第2小委員会に「新市の名称」、第3小委員会に「新市の事務所の位置」を付託	9年12月・浦和市・大宮市・与野市合併推進協議会（任意協議会）発足

合併協議会発足までの主な経緯



第1回浦和市・大宮市・与野市合併協議会を、さいたま新都心郵政庁舎で開催し、3市合併に向けた具体的な協議が始まり、「合併の期日」や「新市の名称」等を議決しました。

第1回合併協議会 2000.4.29

合併協議会の任務

合併協議会は、地方自治法と市町村の合併の特例に関する法律に基づき設置されるもので、合併に関する協議事項
新市建設計画の作成
政令指定都市への移行に関する基本的な事項
その他、合併及び政令指定都市に関し必要な事項を協議することを任務とし、具体的な協議事項は、次の25項目となっています。

基本的協議事項

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産の取扱い
- 合併特例法に規定されている協議事項
- 6 市議会議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 新市建設計画
- その他の協議事項
- 11 特別職の身分の取扱い
- 12 条例・規則の取扱い
- 13 組織・機構の取扱い
- 14 一部事務組合等の取扱い
- 15 使用料・手数料の取扱い
- 16 公共的団体の取扱い
- 17 補助金・交付金等の取扱い
- 18 町・字名の取扱い
- 19 慣行の取扱い
- 20 国民健康保険事業の取扱い
- 21 消防業務の取扱い
- 22 各種事務事業の取扱い
- 23 諮問機関の取扱い
- 24 埼玉県南水道企業団の取扱い
- 25 政令指定都市への移行に関する基本的な事項

小委員会の設置

合併推進協議会(任意協議会)と同様に4つの小委員会を設置し、「合併の方式」など6つの協議事項について、任意協議会での合意事項を尊重しつつ審議が行われました。

第1、第2、第3小委員会の審議結果を議決

第1小委員会(協議事項「合併の方式」「合併の期日」「市議会議員の定数及び任期の取扱い」、第2小委員会(協議事項「新市の名称」)、第3小委員会(協議事項「新市の事務所の位置」)では、審議の結果、それぞれの協議事項について結論が導かれたため、その結果を協議会に報告しました。協議会では、3つの小委員会の審議結果を協議し、以下のとおり議決しました。

合併の期日

平成13年5月1日

合併の方式

合体(新設)合併

市議会議員の定数及び任期の取扱い

合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任

新市の事務所(市役所)の位置

当分の間、現在の浦和市役所の位置とする
(第3小委員会合意事項P5参照)

新市の名称

さいたま市

第4小委員会合意事項を 確認

第4小委員会(協議事項「政令指令都市への移行に関する基本的な事項」)からは、合併推進協議会(任意協議会)で決定した「任意の合併協議会設置決議のなお書き部分の取扱い」等の合意事項を確認したとの報告があり、協議会(法定協議会)として改めて決定事項としました。(第4小委員会合意事項P5参照)

また、「政令指定都市への移行時期」「政令指定都市への移行準備体制」「行政区のあり方」「政令指定都市の都市ビジョン」の4項目については、合併推進協議会の審議経過を踏まえ、継続性を持って引き続き協議することとしました。

組織・役員

合併協議会は浦和、大宮、与野の3市の市長、議長と議員の代表、市長の指名する助役及び職員、学識経験者で構成され(協議会委員名簿P5参照)、協議会のもとに、付託事項を審議する4つの小委員会(市長、議長、議会代表等で構成)幹事会、専門部会を設置しました。

予算

合併協議会の平成12年度予算は、協議会や小委員会の開催経費や調査研究費、事務局の運営費等に充てるためのもので、1億6,999万円を計上し、3市が均等に負担します。

土屋埼玉県知事あいさつ

来賓として訪れた土屋埼玉県知事から、「合併は非常に難しい問題ですが、関東の都をつくるという情熱に燃えて、幾多の問題を乗り越えて今日この日を迎えたことに対し、最高の敬意と感謝を申し上げます。まだ、いろいろ問題が残されていると伺っていますが、『些事に構わず大事に当たるべし』という言葉を念頭に置いて、一日も早く3市合併、政令指定都市が実現できるよう皆さんのお力添えをいただきたい」というあいさつがありました。

新市名「さいたま市」発表会を開催

第1回合併協議会終了後、さいたま新都心郵政庁舎講堂で、3市の市民等を招いた「新市名発表会」を開催しました。

発表会では、はじめに、石原会長、武田副知事、3市長ほかにより、新市名称の「さいたま市」と書かれたパネルの除幕式を行いました。

次いで、新市名称公募で名付け親賞に当選した埼玉県吹上町の太田邦夫さんほか、当日出席された特別賞当選者5名の方に対して、石原会長ほかから記念品等を贈呈しました。

その後、新市名検討委員会の兵藤会長、第2小委員会の帆足委員長が新市名称の選考経過や選定理由等について報告を行い、また、3市それぞれの児童・生徒らによるアトラクション等が行われました。



「さいたま市」の選定理由

市の名称は、その地の歴史や風土、あるいは、生活を営む市民にとって愛着と誇りのある象徴的なもので、合併後の新市の名称は、市名の由来、市民の意向を最大限に尊重しつつ選定したものです。全国からの市名公募の結果、さらには学識経験者等による新市名検討委員会での審議報告などを勘案した結果、埼玉県の行政・経済・文化の中枢を担う都市に相応しく、また、将来の政令指定都市として全国・世界への情報発信も容易なわかりやすく親しみやすい名称といった観点から、新市の名称を「さいたま市」と決定したものです。

浦和市・大宮市・与野市合併協議会、小委員会委員名簿

(平成12年4月29日現在)

第1小委員会

区分	氏名	役職
大宮市	鶴崎敏康	委員長
与野市	中村圭介	副委員長
浦和市	生方博志	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	福島正道	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	鈴木弘	委員
	芝間衛	委員
与野市	井原勇	委員
	黒田一郎	委員

第2小委員会

区分	氏名	役職
浦和市	帆足興之	委員長
大宮市	芝間衛	副委員長
与野市	黒田一郎	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	生方博志	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	松本敏雄	委員
与野市	井原勇	委員
	嘉藤信雄	委員

第3小委員会

区分	氏名	役職
与野市	稲垣欣和	委員長
浦和市	福島正道	副委員長
大宮市	鈴木弘	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	松本敏雄	委員
与野市	井原勇	委員
	中村圭介	委員
	嘉藤信雄	委員

第4小委員会

区分	氏名	役職
与野市	井原勇	委員長
浦和市	相川宗一	副委員長
大宮市	新藤享弘	副委員長
埼玉県	青木信之	副委員長
浦和市	福島正道	委員
	帆足興之	委員
大宮市	松本敏雄	委員
	芝間衛	委員
与野市	黒田一郎	委員
	稲垣欣和	委員

協議会

区分	氏名	役職	
浦和市	行政	相川宗一	副会長
		石関満	委員
		佐藤敏郎	委員
		須藤武	委員
		生方博志	監事
	議会	福島正道	委員
		帆足興之	委員
		田口邦雄	委員
		新藤享弘	副会長
		内田秀規	委員
大宮市	行政	豊澤信章	委員
		中村正彦	委員
		鈴木弘	監事
		鶴崎敏康	委員
		松本敏雄	委員
	議会	芝間衛	委員
		井原勇	副会長
		梅原義一	委員
		田中義政	委員
		寺尾一男	委員
与野市	行政	黒田一郎	監事
		稲垣欣和	委員
		中村圭介	委員
		嘉藤信雄	委員
		石原信雄	会長
学識経験者	武田茂夫	副会長	
	青木信之	委員	

第4小委員会合意事項

平成11年6月25日

新市成立後、新市は上尾市・伊奈町の意向を確認の上、速やかに合併協議を行うものとし、2年以内を目標に政令指定都市を実現する。浦和市、大宮市、与野市は、新市成立後、新市において意向確認が誠実に実行されることを合併協定書により、新市に引き継ぐものとする。

第3小委員会合意事項

平成12年4月29日

- 1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。
- 2 将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。
- 3 将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。
- 4 以上の合意事項は、合併協定書により、新市に引き継ぐものとする。

第2回合併協議会

2000.5.28

5月28日に第2回合併協議会を協議会事務局で開催し、新市建設計画(素案)の報告を受けた後、合併推進協議会の協議を踏まえた「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「地方税の取扱い」等7議案を原案どおり議決しました。

浦和市の委員が交代

浦和市議会の議長交代に伴い、合併協議会の委員と役員の一部変更があり、議長に就任した清宮義正氏が新たに委員となり、監事に選出されました。同委員は、第1小委員会副委員長、第2小委員会委員にも就任しました。

第4小委員会からの報告

「将来の行政区の区割りのあり方」については、行政区が住民サービスの提供単位であり、かつ市議会議員等の選挙区とも関係するため、各市

で市民・議会等の意見を十分に踏まえて考え方を整理していくことになりました。

「政令指定都市への円滑な準備体制のあり方」については、県からの委譲事務の受入体制を整える必要があるため、まず、「保健所移管」のプロジェクトチームを設置し、早急に具体的な取り組みを開始するという報告が事務局からありました。

新市建設計画(素案)を報告

3市の合併によって誕生する新市(さいたま市)の建設計画(素案)を事務局から報告しました。新市建設計画は、旧3市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るためのもので、基本方針と、その方針を実現していくための施策や公共施設の統合整備、財政計画を中心に構成されています。計画の期間は、平成13年度から17年度までの5か年です。

(詳細は、別冊の「概要版」をご覧ください。)

協議事項の7議案を議決

合併協議会で協議する事項は25項目ありますが、第1回協議会で5項目が議決されていますので、残る20項目中の7項目である「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「地方税の取扱い」「一般職の職員の身分の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「公共的団体の取扱い」「町・字名の取扱い」「慣行の取扱い」を原案どおり議決しました。(詳細は、左表をご覧ください。)

新市移行準備会議が発足

合併協議会で議決された事務事業一元化の方針のもとに、新市移行の準備計画や準備作業を行うため、「新市移行準備会議」が5月28日付で発足しました。準備会議は、3市

の助役と埼玉県南水道企業団の副企業長のほか、3市の企画、総務、財政の担当部長及び企業団総務部長等で構成し、委員長は、浦和市の石関満助役が就任しました。



慣行の取扱い

市章等の象徴的事項、市民憲章、都市宣言及び友好都市等を慣行の取扱いとしてまとめ、市民間の連帯感の醸成や市のイメージアップを図る観点から協議し次のようになりました。

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

一般職の職員の身分の取扱い

地方公共団体の一般職の職員の身分については、市町村の合併が行われた場合には、その合併により消滅する市町村の職員は失職することとなります。しかし、「市町村の合併の特例に関する法律」は、「合併により失職することとなる一般職の職員については、合併市町村の一般職の職員として引き続き身分を保有するように措置しなければならない」と規定されています。これらを踏まえ、人事、給与、福利厚生等について協議が行われました。

なお、特別職の職員、県南水道企業団の職員の取扱いについては、それぞれの協議項目の中で、協議されることになります。

- (1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

浦和市・大宮市・与野市合併協議会の
ホームページを開設しました。

ホームページアドレス <http://www.3shigappei.com/>

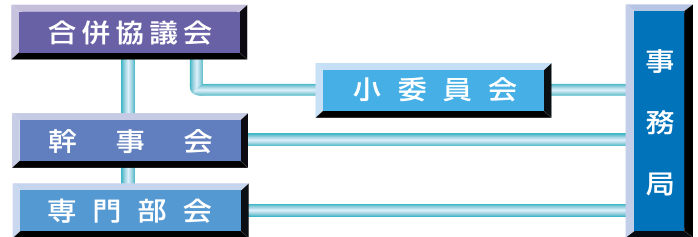
皆様のご意見をお待ちしております。

メールアドレス san-shi@sweet.ocn.ne.jp

TEL 048-851-0155

FAX 048-851-0160

浦和市・大宮市・与野市合併協議会組織図



地方税の取扱い

地方税（市税）については、地方税法の規定に基づくことから、3市間に大差はありませんが、納期、減免など違いがあるものは、次のように統一することになりました。

ただし、個人市民税の均等割は、地方税法の規定による人口要件から増額となります。

- (1) 個人市民税については、現行のとおりとする。
ただし、地方税法の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。
- (2) 法人市民税については、現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税については、現行のとおりとする。
ただし、平成14年度以降の納期については、5・7・12・2月で調整を図る。
- (4) 軽自動車税については、現行のとおりとする。
- (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- (6) 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- (7) 事業所税については、現行のとおりとする。
ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。
- (8) 都市計画税については、現行のとおりとする。
ただし、納期については、固定資産税と同様とする。
- (9) 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

公共的団体の取扱い

公共的団体とは、公共的な活動を目的とする団体であり、民間と行政とで構成するもの、あるいは民間だけで構成されるもので、行政との関連を有しているものです。

共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。

特別職の身分の取扱い

地方公共団体の特別職には、市長・助役・収入役・常勤監査委員などが置かれています。職員の身分の取扱いについて、一般職は「市町村の合併の特例に関する法律」に身分の定めがあるものの、特別職については定めがないため協議した結果、次のようになりました。

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

町・字名の取扱い

町・字名の取扱いについては、市民生活の中で永年慣れ親しまれていること等を考慮しつつ、全町・字名について協議が行われました。その中で、浦和市・大宮市において「仲町」「大字塚本」「大字昭和」という同一の町・字名があり、これらについては、合併時に市民生活に混乱を招くことのないよう次のように調整を図ることになりました。

町・字名は原則として現行のとおりとする。

ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の選挙による委員は、合併特例法に「合併後1年以内の在任特例を適用できる」旨の規定があり、その取扱いを協議しました。新市への円滑な移行と安定的な事務処理体制を確立するため、また3市の農業行政体制等が異なり、調整に時間がかかることを勘案した結果、次のようになりました。

3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。